

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されない行為である。しかし、心身の発達が十分に遂げられていない児童にとっては、その成長の過程において、何らかの理由により、どの児童もが被害者にも加害者にもなり得る可能性がある。これらの基本的な考えを基に、いじめの撲滅を目指し、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応をしていきたい。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってほしいと考えるからである。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりを進めていきたい。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを目指したい。

(いじめの定義)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

「いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。



※構成員：校長・教頭・教務・校務・学年主任・該当学級担任・生徒指導担当・保健主事・養護教諭・心の教室相談員・

スクールカウンセラー（・スクールソーシャルワーカー）

(1) 「いじめ問題対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ 教育相談時の児童・保護者アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合には、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合にもその後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 異学年集団活動、学級遊び等で、児童同士のつながりを深める機会を設定する。
- カ 「心と体の成長」を図るために、各学年の実態に応じた保健指導をする。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ Q-Uアンケートを実施し、結果を分析し、児童の実態把握に努める。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめを発見し、通報を受けたら、早急に校長に報告をする。校長は「いじめ問題対策委員会」を開き、今後の組織的な対応についての具体的な手だてや役割分担を協議する。また、市教委へも連絡をする。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。
- エ 全教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで対応に取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- キ 被害児童及び加害児童について、指導後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。

(4) いじめ解消の定義について

- ア 3か月いじめが行われていないこと。（インターネット上での加害行為も含む）
- イ 被害者が心身の苦痛を受けていないこととする。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

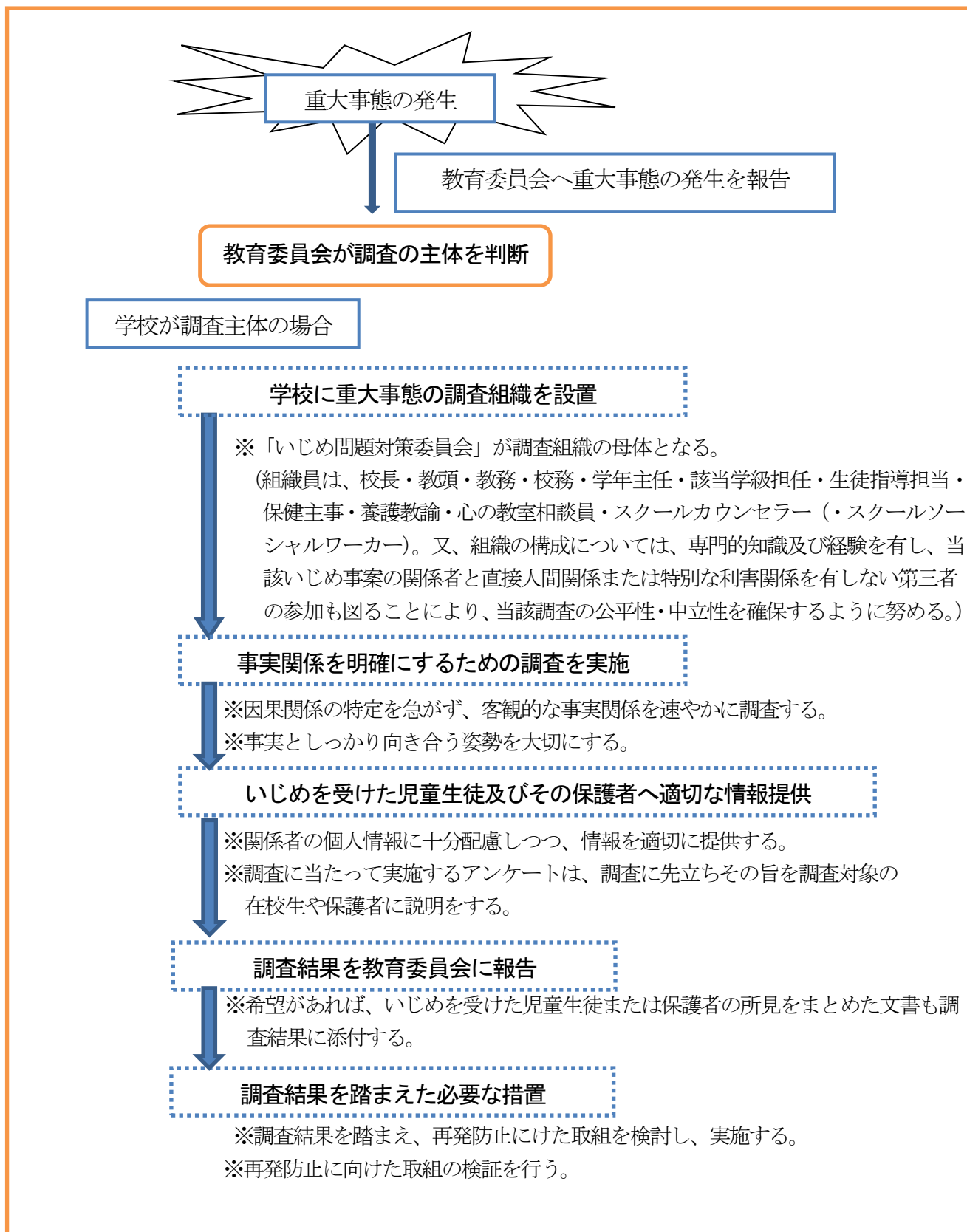
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（Plan→Do→Check→Action）で見直し、実効性のある取組となるようにする。
- (2) いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、年3回の「いじめ・不登校対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中のいじめ防止のため、事前指導を行う。また、事後指導も行い、休業中の問題把握に努める。
- (3) 最近はSNSや端末内でのやり取りが巧妙化している現状を受け、「3か月」という解消定義には、ネット上の書き込みが止まっているかどうか含まれる。

【重大事態の対応のフロー図（江南市立門弟山小学校）】



<令和8年度 取組年間計画(案)>

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○いじめ不登校対策委員会「一人ぼっちの子の調査」	○相談室やSCの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会での「学校いじめ基本方針」の説明（紙面）・HP ○授業参観
5月		○なかよし遊び（グループ）	○Q-Uアンケート		
6月	↓ C	○なかよし遊び（学級） ○なかよし遊び（グループ） ○命の授業	○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	○授業参観 ○保護者スマホ安全教室	
7月		○なかよし遊び（学級）	○Q-Uアンケート結果の分析と対処法の研究	○保護者懇談会 ○あいさつ運動	
8月	↓ A				
9月		○いじめ・不登校対策委員会（ケース会議、「心のアンケート」調査報告）	○保健指導（心と体の成長） ○なかよし遊び（グループ）	○身体測定	
10月	↓ P ↓ D	○なかよし遊び（学級）（グループ）	○Q-Uアンケート	○運動会 ○あいさつ運動	
11月		○みかん集会 ○盲導犬教室（4年）	○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○Q-Uアンケート ○教育相談週間	○PTA 親子焼き芋教室 ○みかん集会	
12月	↓ C ↓ A	○なかよし遊び（学級）（グループ） ○人権週間（講話、ビデオ、標語づくり）	○Q-Uアンケート結果の分析と対処法の研究	○保護者懇談会	
1月		○いじめ・不登校対策委員会（年間の取組の評価）	○なかよし遊び（学級）（グループ） ○保健指導（心と体の成長）	○身体測定	○保護者への学校評価アンケート
2月	↓ P ↓ へ	○なかよし遊び（学級）（グループ） ○6年生を送る会		○学びの発表会 ○あいさつ運動	
3月		○学校評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し			
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○総合的な学習の時間、生活科の時間 ○情報モラルの指導 ○6年弁護士によるいじめ防止授業	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○通学班、班長会	○あいさつ運動